

「阿蘇市」「山江村」が実施している 「医療費助成事業」の新規受託について(お知らせ)

■実施機関番号

阿蘇市	子ども	80.43.015.0
山江村	すこやか子ども	80.43.123.2

■新規で受託する医療費助成事業の概要

	区分	法別	対象者	自己負担	
				入院	入院外
阿蘇市	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし
山江村	すこやか子ども	80	入 院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	なし

※助成内容の詳細については各自治体HPをご参照願います

■受託年月 : 令和7年1月診療分

■対象医療機関等 : 県内の医療機関等

■その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給資格者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の新規受託に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう必要に応じて変更等をお願いいたします。